

## ADMATRIX DSP 利用規約

株式会社クライド（以下「当社」といいます。）は、本書並びに別途利用者に対して提供される案内、料金表、注意事項等（以下「本規約」と総称します。）に定めるところに従って、本サービスを利用者に対して提供するものとし、利用者は本規約を遵守の上、本サービスを利用するものとします。

### 第1条 （定義）

本規約において各用語を次のとおり定義します。

- (1) 「本サービス」とは、当社が、複数の媒体社を束ねる SSP (Supply Side Platform) に対して予め利用者との間で合意した条件により、広告枠の取得に関する入札手続への応募を行い、落札した場合には利用者の指定する広告クリエイティブを媒体社に対して送信した上で、媒体社が運営管理するWEBサイトの閲覧者が当該広告を閲覧することができる状態にする一連のサービスをいいます。
- (2) 「オプションサービス」とは、当社が、本サービスの付帯サービスとして提供するサービスをいいます。
- (3) 「申込者」とは、当社に本契約の締結申込みをした者をいいます。
- (4) 「利用者」とは、当社との間で本契約を締結した本サービスの利用者をいいます。
- (5) 「本契約」とは、本規約に基づき利用者当社との間で成立する契約をいいます。
- (6) 「媒体社」とは、自己が運営管理するWEBサイト上の広告枠を広告主に提供する第三者をいいます。
- (7) 「SSP」とは、媒体社を束ねる広告のマーケットプレイスをいいます。
- (8) 「申込書」とは、当社所定の形式による本契約の申込みに係る書面（広告掲載期間及び当社所定の事項が記載されたもの）をいいます。尚、広告掲載期間や入札金額等により複数枚の申込書により申込みを行うことが出来るものとします。この場合、それぞれの申込書毎に個別契約が成立するものとします。
- (9) 「広告クリエイティブ」とは、媒体社が運営管理するWEBサイト上の広告枠に掲載する広告用の画像、動画又はテキストをいいます。
- (10) 「AdExchange システム」とは、オンライン広告のうち、特定の広告枠におけるインプレッションを入札方式によって売買する方式をいいます。
- (11) 「利用料」とは、利用者が本契約にもとづき、オプションサービスを含めたサービスの対価として当社に支払うべき料金をいいます。なお、本サービスにおける利用料は、本サービスを利用し落札した広告枠の掲載料に当社の手数料を加算した料金をいいます。
- (12) 「プラットフォーム」とは、Apple、Google 等の、媒体社が運営するアプリケーションを動作させるためのオペレーションシステムを提供する者およびアプリケーション販売のプラットフォームを有する者をいいます。

### 第2条 （本契約）

1. 本契約は、申込者が、予め本規約に同意の上、申込書を当社に送付又は交付することにより、本サービスの利用を申込み、当社がその申込みを承諾したときに成立します。
2. 当社は、申込者が次の各号の一に該当する場合には、本契約の申込みを承諾しない場合があります。
  - (1) 本サービスの申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記又は記載漏れがあったとき。
  - (2) 第三者になりすまして申込みを行ったとき。

- (3) 未成年者であるにもかかわらず、法定代理人等の同意を得ずに申込みを行ったとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人であるにもかかわらず、法定代理人等の同意を得ずに申込みを行ったとき。
- (5) 既に当社との間で本契約が成立していたとき。
- (6) 過去に不正利用等により、本契約を解除されている、又は本サービスの利用を停止されているとき。
- (7) 本契約の申込みを承諾することが技術上又は当社の業務の遂行上、支障があると当社が判断したとき。
- (8) その他当社が適当でないと判断したとき。

### 第3条 (通知)

1. 当社から利用者への通知は、電子メール、書面の郵送または当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知は、当社が当該通知の内容を当社ホームページ上に表示した時点または電子メール及び書面等が当社より発信等された時点より効力を生じるものとします。

### 第4条 (広告掲載基準)

1. 当社は、当社及び媒体社が別途定める広告掲載基準に従って、利用者が指定する広告を取り扱い、当社システムへの登録及び媒体社に対する提供等を行うものとします。
2. 利用者が広告を希望する商品が当社広告掲載基準に反していないと当社が判断した場合、当社はタグを発行し利用者は当該タグを自社の管理する WEB サイトへ速やかに設置するものとします。

### 第5条 (広告クリエイティブの提供及び審査)

1. 利用者は、当社が別途定める期日までに当社に対して広告クリエイティブを提供するものとし、当社が、広告配信開始後に広告クリエイティブを修正するよう要請した場合には、当社が別途指定する期日までに修正後の広告クリエイティブを提供するものとします。
2. 利用者は、前項に基づいて提供を受けた広告クリエイティブについて、第4条(広告掲載基準)に定める広告掲載基準に従った当社及び媒体社による広告掲載の可否に関する審査を受けることを承諾し、当該審査の結果について何らの異議を述べないものとします。
3. 利用者は、前項に定める当社及び媒体社による審査には広告クリエイティブに広告対象となる WEB サイトへのリンクが設定されているか否か及び広告クリエイティブの内容の真偽についての確認は含まれておらず、同リンクの設定がない場合又は広告クリエイティブの内容に虚偽があった場合等審査対象の広告クリエイティブに関する一切の責任は利用者が全て負担するものであることを承諾します。
4. 広告クリエイティブの審査に合格した後、申込書への記載、または事前協議により利用者が指定した広告配信開始希望日までに広告の配信が出来るよう、当社は当社システムに広告クリエイティブを登録する作業を行います。当社システムへの登録が完了次第、当社はその旨を利用者に通知し、利用者は広告配信開始希望日までに配信開始の同意を当社に通知するものとします。
5. 当社は利用者から前項の配信開始の同意の通知を受け、広告の配信を開始します。本項により配信が開始された日を広告配信日といたします。

### 第6条 (広告の入札)

1. 利用者は申込書により予め当社と合意した条件により、SSP に入札を行う行為を当社に委託するもの

とし、当社はそれを受託します。

2. 利用者は SSP の状態により入札に関する下記条件を修正できるものとします。この場合の修正指示は電子メールにより予め当社が指定したアドレスへ連絡するものとします。
  - (1) 入札金額
  - (2) 入札媒体
  - (3) 広告クリエイティブ

#### 第7条 (広告掲載)

1. 広告掲載期間は、別途申込書に定めるところによります。
2. 第5条(広告クリエイティブの提供及び審査)及び前項に拘らず、掲載が開始された広告が広告掲載基準に適合しないことが判明した場合であって、利用者がこれに適合させるための修正及び変更迅速やかに応じないときは、当社は、広告掲載期間を直ちに終了させ、当該広告を削除するために必要となる措置を講じることができるものとします。
3. 利用者は、広告の掲載が、当社が本サービスに際して利用する AdExchange システムを通じて行われることを了解し、広告が掲載される媒体社、具体的な時期及び頻度を特定、指定又は調整できないことを理解し、広告の掲載に係る当社の取扱いに何らの異議を述べないものとします。
4. 利用者は、広告の掲載開始後においては、当社が同意した場合に限り、当該広告クリエイティブを修正することができるものとします。
5. 利用者は、本サービスを通じて掲載した広告に関して一切の責任を負うものとし、第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、自らの責任と費用においてこれを解決するとともに、当社に何等の迷惑及び損害を与えないものとします。また、当社は、利用者が本サービスを通じて掲載した広告の内容について、一切の責任を負わないものとし、広告に関する紛争に起因して利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
6. 利用者は、本サービスを通じて掲載した広告に係る広告クリエイティブを、利用者自身が適宜バックアップを取るなどの手法で保存するものとし、当社は、当該広告クリエイティブを管理・保存する義務を負わないものとします。当社は、当該広告クリエイティブの情報の消失、毀損に起因して利用者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条 (当社又は第三者が提供する情報の知的財産権)

本サービスに関して当社が提供する一切の情報に関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権及びノウハウを含む全ての知的財産権その他一切の権利は、当社又は当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属し、利用者による本サービスの利用にかかわらず、利用者には移転しません。

#### 第9条 (利用者のその他の義務及び表明保証)

1. 利用者は、当社が本サービスについて次の各号の事項を保証するものではないことを理解するものとし、これらの事項について当社に対して異議を申し立てることは出来ないものとします。
  - (1) 本サービスによって集客または売上増加など実際の成果が必ず発生すること。
  - (2) 本サービスが停止することなく、常時運営され続けること。
  - (3) 本サービスに欠陥が生じた場合に、常に原状のとおり復元・修復されること。
  - (4) 本サービス内にコンピュータウイルスなどの破壊的構成物が存在しないこと。
  - (5) 前3号を完全に確保するためのセキュリティ方法を提供すること。
  - (6) 動作環境に全く依存しないで、広告を正常に表示させること。

- (7) 媒体社がプラットフォームの定める規約に反しないこと。
  - (8) 媒体社が法令・公序良俗に反しないこと。
2. 利用者は、当社に対し提供した広告クリエイティブについて、自らが権利を有すること、第三者の権利を侵害するものでないことを、当社に対して表明し、保証するものとします。利用者は、かかる表明保証の違反に起因して当社が損害を被った場合、かかる損害を直ちに補償するものとします。
  3. 利用者は、本サービスの利用にあたって、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。なお当社は、該当する行為の存在が疑われる場合、その他相当と認められる場合は、利用者に対してサーバーのログファイルの提出その他の情報提供を求めることができ、利用者はこれに応じるものとします。
    - (1) リンクコード、ソースコードその他指定された条件を改変すること。
    - (2) 本サービスに関連して、当社を介さずに媒体社に対して直接連絡を行うこと。
    - (3) 第三者に広告クリエイティブの配信先を開示すること。
    - (4) 当社システムに通常以上の負荷をかけること。
    - (5) 当社システムをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすること。
    - (6) 法令又は公序良俗に反すること。
    - (7) プラットフォーマーが禁じる行為をすること。
    - (8) その他、当社が不適切と判断すること。
  4. 利用者は、本契約の申込時に当社に提供した情報に変更があった場合には、速やかに変更後の正確な情報を、当社所定の方法により改めて提供しなければならないものとします。
  5. 利用者が法人の場合、申込書に記載する担当者は本サービスの申込の権限を持つ者であることを保証し、必要な手続きを自己の責任において行い、本サービスを申込みものとします。当社は受領した申込書に記載された者が申込みの権限を持つ者であることを確認する義務を負わず、正式な申込みとして取り扱います。
  6. 利用者は、本サービスの利用開始後に当社より発行するログイン ID、パスワードについて善良なる管理者の注意義務を負うものとし、第三者に利用させたり、付与、譲渡、名義変更等をしてはならないものとします。
  7. 利用者は、申込書において定めた「対象サイト」（これと実質的に一体をなす WEB サイトを含む。）について、次の各号に該当しないことを当社に対して表明し、保証するものとします。利用者は、かかる表明保証の違反に起因して当社が損害を被った場合、かかる損害を直ちに補償するものとします。
    - (1) 第三者の知的財産権その他の権利（人格権を含む。）を侵害すること。
    - (2) 法令又は公序良俗に反すること。
    - (3) その他、当社が不適切と判断すること。
  8. 利用者は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又は確約するものとします。
    - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること又は反社会勢力であったこと。
    - (2) 反社会的勢力が経営を支配していること。
    - (3) 代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
    - (4) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
    - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与している

と認められる関係を有すること。

- (6) 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (7) 暴力的又は法的な責任を越えた不当な要求行為を行うこと。
- (8) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
- (9) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。

9. 利用者が前項の表明又は確約のいずれかに違反した場合、当社は通知その他の手続きを要しないで、本契約及びオプションサービス契約の全部又は一部を解約することができ、解約により当社に生じた損害の賠償を請求できるものとします。また、かかる解約により利用者に生じた損害について、当社は賠償義務を負わないものとします。

#### 第10条 (本サービスの中止等)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部又は一部の利用を中止又は停止することができるものとします。
  - (1) 本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の保守、バージョンアップを行う場合、又はこれらに障害が生じた場合もしくは障害が生じる恐れがある場合。
  - (2) 天災地変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合。
  - (3) 利用者が第14条(解除)の各号に定める事由に該当する場合。
  - (4) その他、当社が営業上又は技術上やむを得ないと判断した場合。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。
  - (1) 本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の全部又は一部が滅失又は復旧困難な程度に破損した場合。
  - (2) その他、当社が営業上又は技術上やむを得ないと判断した場合。

#### 第11条 (利用料)

1. 利用料の請求及び支払いの手続は、次のとおりとします。
  - (1) 当社は、本契約期間中、毎月末日において利用料を集計した上で、当該月分の請求書を作成し、利用者に送付します。
  - (2) 利用者は、請求対象月の翌月末日までに、当社の指定する銀行口座に振込送金することにより、請求書記載の利用料を支払うものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。
2. 利用者は、利用料について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払った日までの期間について、年14.6%の割合による遅延損害金を、当社所定の方法により支払うものとします。

#### 第12条 (損害賠償)

1. 利用者及び当社は、本契約に違反し相手方に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、その損害を賠償するものとします。尚、当社が賠償する場合、通常かつ直接の損害に限って賠償するものとし逸失利益を含む間接損害については賠償しません。又、当社の損害賠償の額は、故意もしくは重過失による場合を除き、損害発生時から直近3ヶ月の間における、損害が発生した対象個別契約に基づく利用料(支払い済みの取引額を対象とします)から広告枠の掲載料等を控除した金額を賠償金額の上限とします。

2. 当社は SSP 又は媒体社の責任による本サービスの停止や不具合についてその責任を負わないものとします。

#### 第13条 (期間・更新・変更)

1. 本契約の有効期間は、契約成立日を始期とし、当初の個別契約における広告配信日から 6 ヶ月が経過する日が属する月の末日までとします。但し、利用者又は当社から有効契約期間満了の 1 ヶ月前までに書面による更新拒絶の意思表示がなされなかった場合には、本契約は同条件で 6 ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 当社は、本規約を変更することがあります。本規約を変更する場合は、利用者に対して事前に通知します（この場合の通知は申込書記載の担当者電子メールアドレス宛とします。）。本規約を変更する通知を行った後、利用者が本サービスの利用を一度でも行った場合、利用者は変更に同意したものとみなします。この場合の本サービス提供条件は変更後の本規約によります。

#### 第14条 (解除)

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、書面による通知をもって本契約及び個別契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとします。
  - (1) 本契約のいずれかの規定に違反し、催告後相当期間内にこれを是正しないとき。
  - (2) 一度でも支払期日までに当社請求に基づく利用料を支払わなかったとき。
  - (3) 当社の事業活動に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為を行ったとき。
  - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算申立、特定調停申立、あるいはこれらのための保全手続の申立がなされあるいは受けたとき。
  - (5) 自己振出の手形又は小切手が不渡りとなったとき。
  - (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - (7) その他、任意整理の通知を発する等、信用状態に重大な不安が生じたと判断されるとき、もしくは将来において生じるおそれがあると判断されるとき。
  - (8) 利用者の役員、従業員、株主、取引先その他の関係者（以下「関係者」という。）が、カルト的宗教団体、反社会的勢力又はこれらに準ずるもの（以下「暴力団等」という。）の構成員又は準構成員であることが判明したとき。
  - (9) 利用者又はその関係者が、暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与し、又は暴力団等と交流していた事実が判明したとき。
2. 利用者は、当社が本規約のいずれかの規定に違反し、催告後相当期間内にこれを是正しないときに限り、書面による通知をもって本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。利用者は、それ以外の場合、有効契約期間中に本契約の全部又は一部を解除することはできないものとします。
3. 当社が、第 1 項及び第 2 項の定める権利を行使し、本契約を解除した場合、利用者は、本契約に基づく自己の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにかかる債務を履行しなければならないものとします。
4. 当社は、第 1 項及び第 2 項の定めにより本契約が解約された場合であっても、利用者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

#### 第15条 (債権譲渡禁止)

利用者は、利用者たる地位から発生した債権を他に譲渡したり、担保に供したりするなど一切の処分をすることはできません。

#### 第16条 (機密保持)

1. 利用者及び当社は、相手方の事前の承諾なく、相手方から提供された次の機密情報（以下「機密情報」という。）を第三者に開示してはならず、また本サービス利用の目的以外に使用しないものとします。
  - (1) 利用者の業務上の機密に係る事項。
  - (2) 本サービスに含まれる技術、ノウハウ、資料、情報。
  - (3) その他、相手方が機密情報として指定した情報。
2. 前項にかかわらず、次の情報は機密情報に含まれないものとします。
  - (1) 開示又は提供の際に、相手方が既に機密として取扱う義務なくして保有していた情報。
  - (2) 相手方が当該情報を開示する法律上の権利を有する第三者から正当に得た情報。
  - (3) 開示又は提供の当時すでに公知となっていた情報及びその後相手方の責によらざる事由により公知となった情報。
  - (4) 相手方から開示することの同意を得た情報。
3. 利用者及び当社は、本サービス利用の目的のために必要最小限の範囲で、社内においては役員又は従業員に対して、また社外においては依頼している弁護士、会計士等（法令上の守秘義務を負う者に限る）に対して、機密情報を開示できるものとします。但し、社外に対して開示する場合、利用者及び当社は、当該開示の相手方が第三者に機密情報を開示することのないよう機密保持契約を締結するなど適切な措置を講じなければならないものとします。
4. 利用者又は当社は、相手方から求められた場合又は本契約が終了した場合、相手方より引渡しを受けた機密情報が記載・記録された書類その他一切の記録媒体（電磁的又は電子的媒体を含むが、これらに限定されない。）及びその複製物を相手方に返還又は相手方の指示に従いその全ての複製物を破棄もしくは消滅させなければならないものとします。

#### 第17条 (管轄裁判所)

1. 本契約は日本国法に準拠するものとします。
2. 本契約に関する紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。
3. 本規約のいずれかの条項又はその一部が法律又は裁判所の判決により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第18条 (余後効)

第8条、第9条、第11条第2項、第12条、第14条第3項第4項、第15条乃至第17条、及び本条は本契約終了後も有効とします。

#### 第19条 (正文)

本規約の日本語版と英語版との間に齟齬がある場合、日本語版が法的拘束力を有するものとします。

以上

【2018年4月28日 会社分割に伴い社名変更】

【2018年3月16日最終改訂】

【2017年8月17日改訂】

**【2017年6月29日名称変更】**

**【2016年8月10日改訂】**

**【2013年10月4日改訂】**

**【2013年6月7日施行】**

## ADMATRIX EFO 利用規約

### 第1条 (規約の適用)

1. 株式会社クライド (以下、「当社」といいます) は、ADMATRIX DSP サービスのオプションサービスとして ADMATRIX EFO サービス (以下、「本オプションサービス」といいます) を提供します。本オプションサービスの提供に当たり、当社は「ADMATRIX EFO 利用規約」(以下、「本規約」といいます) を定め、本規約及び ADMATRIX DSP 利用規約に従って、本オプションサービスを提供します。
2. 本オプションサービスの利用にあたり、利用者は、本規約を遵守するものとします。
3. 通知、当社がその他の方法で行う案内、注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、利用者はこれに従うものとします。
4. 本規約と ADMATRIX DSP 利用規約の定めが抵触する場合、本規約の定めが優先するものとします。
5. 本規約と申込書の定めが抵触する場合であって、本規約に別段の定めがない場合は、申込書の定めが優先するものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本規約で使用する用語の意味は、次のとおりとします。なお、本規約に定めのない用語については、ADMATRIX DSP 利用規約の定義に従うものとします。

- (1) 「申込書」とは、本オプションサービスの申込みに係る当社所定の書面 (サービス名、利用料、契約期間及び当社所定の事項が記載されたもの) をいいます。
- (2) 「ユーザー」とは、使用するインターネット接続端末機器の種類を問わず、インターネット上の WEB サイトの閲覧者を行います。

### 第3条 (本オプションサービスの内容)

1. 本オプションサービスは、利用者が別途申込書で指定した単数または複数の WEB サイト及び当該 WEB サイト上の申込フォーム (以下、「対象フォーム等」といいます) からユーザーの離脱を防止する施策及び改善を目的とします。
2. 本オプションサービスの仕様等の詳細は、当社からの提案書、料金表、見積書等によるものとします。
3. 利用者は、タグの設置等当社からの指示に従わない場合、本オプションサービスの提供を受けられず、この場合であっても利用料の支払い義務を免れないことを承諾するものとします。

### 第4条 (利用料に関する特則)

1. 当社は、利用料の詳細については、申込書において定めるものとします。
2. 利用者は、本オプションサービスについて、本契約成立の翌月分から利用料の支払い義務を負います。
3. 当社は、利用料について、これを日割いたしません。

### 第5条 (当社の維持責任)

1. 当社は、当社が保有し、かつ管理する本オプションサービスに用いる設備を当社が定める技術要件に適合するよう維持に努めるものとします。
2. 当社は、本オプションサービスの運用目的の範囲内で、当社が運用する管理画面、プログラム (効果測定用タグ、ウェブビーコンなどを含むが、これに限りません)、ツール、システムなどを必要に応じて利用する権利を保持します。

## 第6条 (免責)

1. 利用者は、当社が利用者に対して離脱率の改善等の成果の発生を保証するものではないことを理解し、成果の発生の有無や程度に対する異議を申し出ることには出来ないものとします。また、本オプションサービスによって計測及び算出している数値は、本オプションサービス独自の仕様に基づき、計測及び算出している数値であり、他社の提供する類似サービスとの数値の乖離が発生した場合でも、異議を申し出ることには出来ないものとします。
2. 当社は、本オプションサービスの提供によりもたらされる成果発生の有無、データの的確性及び正確性、ならびに信頼性、保管の完全性、またはその他本オプションサービスの提供により期待される利益一切に関し、何ら責を負わないものとします。
3. 当社は、当社の本オプションサービスの申込みの承諾前に、利用者に対して、本オプションサービスの利用に必要な設定内容を開示します。当社は、利用者が当該設定内容に承諾した時点で、当該設定内容については賠償の責を負わないものとします。
4. 当社は、インターネット通信またはその他サーバー等システム上の環境要因による動作、及び不具合等につき、何ら責を負わないものとします。
5. 利用者は、対象フォーム等に関して一切の責任を負うものとし、第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、自らの責任と費用においてこれを解決するとともに、当社に何等の迷惑及び損害を与えないものとします。また、当社は利用者の対象フォーム等の内容について、一切の責任を負わないものとし、当該対象フォーム等に関する紛争に起因して利用者が生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、利用者の行為については一切責任を負わないものとし、利用者は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社を免責し、当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

## 第7条 (有効期間)

1. 本オプションサービスは原則として6ヵ月を最低利用期間とし、本契約の有効期間は、当社が本オプションサービスを有効とし、システム情報を配信開始した日から6ヶ月間を経過した日の属する月の末日までとします。
2. 利用者または当社から本契約期間満了の1ヶ月前までに書面による本契約を終了する旨の意思表示がなされなかった場合には、本契約は同条件で更に本契約の契約期間と同期間更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 当社は利用者に対して、本契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の変更内容を通知することにより、更新後における本オプションサービスの種類、内容、利用料ならびにその他の契約内容を変更することができるものとする。
4. 本条第1項の規定にかかわらず、利用者が契約期間の途中で本契約の解約を希望する場合は、当社に対して書面により通知するとともに、本オプションサービスの月額費用に残りの契約期間の月数を乗じた金額を解約手数料として支払うことにより解約できるものとします。なお、当該解約の効力は当社がその通知を受領した日の1ヶ月後の日に発生するものとし、当該日を解約成立日とします。
5. 利用者は、いかなる理由であっても本契約が終了した場合、本契約において許諾されたすべての権利を失うものとします。なお、本契約の終了前に本契約に関して生じた利用者の本オプションサービスの利用料金の支払い等一切の債務は、その履行が完了するまで消滅しないものとし、また、当社は利用者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

## 第8条 (禁止行為)

1. 利用者は、本オプションサービスの利用にあたって、以下の行為を行わないものとします。
  - (1) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権、プライバシーまたは肖像権、その他権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
  - (2) 当社若しくは第三者への誹謗、中傷または名誉若しくは信用をき損する行為。
  - (3) 当社または第三者への詐欺または脅迫行為。
  - (4) 当社または第三者に不利益若しくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
  - (5) 本オプションサービスの運営を妨害する行為、またはそれらのおそれのある行為。
  - (6) 第三者になりすまして本オプションサービスを利用する行為。
  - (7) 本オプションサービスの利用に際して、虚偽の内容を入力あるいは申請する行為。
  - (8) 当社若しくは第三者の設備、当社の業務の運営または第三者による本オプションサービスの利用に支障を与える行為。
  - (9) 当社のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバー設備等に不正にアクセスする行為。
  - (10) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為、または第三者が受信可能な状態で放置する行為。
  - (11) 法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
  - (12) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。
  - (13) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる情報またはデータ等の入手をリンクする等の手段によって容易にさせ、その行為を助長する行為。
  - (14) その他、当社が不相当と判断した行為。
2. 当社は、利用者が前項に定める行為のいずれかを行った場合、本オプションサービスの提供を停止または相当期間を定めて当該違反を是正するよう通知し、利用者がこれに従わないときは、何等の通知・催告なくして本契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、当社が本オプションサービスの提供を停止または本契約の全部または一部を解除したことにより、利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

## 第9条 (本オプションサービスの中止または停止)

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、本オプションサービスの提供を中止または停止し、または当社の判断により必要な措置を行うことができるものとします。
  - (1) 本オプションサービスの提供に利用される当社の電気通信その他の設備等（以下、「本オプションサービス用設備」といいます）に、当社の故意または重過失なくして動作不具合が生じた場合、もしくは障害が生じる恐れがある場合。
  - (2) 本オプションサービス用設備の更新、改良または修正等を行う場合。
  - (3) 本オプションサービス用設備の保守等または工事等運用上もしくは技術上やむを得ない場合。
  - (4) 本オプションサービス用設備に接続する本オプションサービスの提供に関わる電気通信事業者またはその他の者(以下、併せて「提携会社」といいます)の電気通信設備等に動作不具合が生じた場合。
  - (5) 利用者が第8条(禁止行為)1項各号に定める禁止事項を行った場合。
  - (6) 利用者の行為が当社の電気通信設備に支障を及ぼし、当社の業務遂行に支障が生じると当社が認めたとき、またはその恐れがある場合。

- (7) 提携会社が本オプションサービスの提供に必要な情報及びシステム提供を停止または中止した場合。
  - (8) 法令等により、政府機関または本オプションサービス用設備に接続する提携会社等が当社へのサービスの提供を中止または中断した場合。
  - (9) 法令等に基づき、災害の予防もしくは救援の必要がある場合、通信もしくは電力供給の確保の必要がある場合、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱う必要がある場合。
  - (10) 戦争、暴動、騒乱、停電、火災、地震、噴火、洪水、津波、官公庁からの命令または当社、提携会社等の労働争議等の不可抗力が発生した場合。
  - (11) 緊急を要する合理的事由があると、当社が認めた場合。
  - (12) その他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。
2. 当社は、前項の規定により本オプションサービスの提供の中止または停止をしようとするときは、あらかじめ利用者に通知するものとします。ただし、前項第7号または第8号に該当する場合または緊急やむをえない場合はこの通知を行わずに停止する場合があるものとします。なお、通知を行わずに停止をした場合は、事後速やかに停止の期間、その他必要な事項を利用者に通知するものとします。
  3. 当社は、本条第1項の規定により本オプションサービスの提供を中止または停止した後、当該中止、または停止に係る事由が解消され、サービス提供の再開が可能と当社が判断したときは、当社は、利用者に対する本オプションサービスの提供を速やかに再開するものとします。
  4. 利用者は、当社の重過失による場合を除き、当社が本オプションサービスの提供を中止または停止したことより、利用料の支払い義務を免れないものとします。
  5. 当社は、本条に基づき、当社が本オプションサービスの提供を中止または停止した場合であっても、利用者が生じた損害ならびに不可抗力により利用者が生じた損害について一切の責任を負わないものとします。ただし、当社が重過失により本オプションサービスの提供を中止または停止させた場合にはこの限りではありません。

#### 第10条 (損害賠償)

利用者及び当社は、本契約に違反し相手方に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、その損害を賠償するものとします。なお、当社が賠償する場合、通常かつ直接の損害に限って賠償するものとし逸失利益を含む間接損害については賠償しません。また、当社の本オプションサービスの提供に関連して発生した損害賠償の額は、当社の故意もしくは重過失による場合を除き、利用者が当社に支払った当該損害が発生した月における利用料の総額を賠償金額の上限とします。

#### 第11条 (再委託)

当社は、本オプションサービスの提供業務の一部、または全部につき、当社の責任において第三者に再委託することができるものとします。

#### 第12条 (本オプションサービスの変更等)

1. 当社は、事前に通知、その他の手続きをすることなく、本オプションサービスの内容の変更等ができるものとします。ただし、利用者にとって不利な変更等の場合は、当社は事前に通知するものとします。
2. 当社は事前に通知することで、利用者の承諾を得ることなく、本オプションサービスの全部または

一部を休廃止できるものとします。

第13条 (正文)

本規約の日本語版と英語版との間に齟齬がある場合、日本語版が法的拘束力を有するものとします。

以上

【2018年4月28日 会社分割に伴い社名変更】

【2017年8月17日最終改訂】

【2017年6月29日名称変更】

【2016年8月10日施行】